

## 第 78 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「株式会社の支配に関する事項」	……	1 頁
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	……	6 頁
「連結注記表」	……………	7 頁
計算書類の「株主資本等変動計算書」	……………	16 頁
「個別注記表」	……………	17 頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.starzen.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

スターゼン株式会社

# 事業報告（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

## （1） 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの等、買付等の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた対抗策を講ずる必要があると考えます。

## （2） 会社支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

国内のマーケットは少子高齢化で縮小傾向である中、食料品に対する低価格志向が続き、消費者の節約志向は強まっております。

一方、健康や調理時間短縮などの機能を訴求した商品に出費を惜しまない傾向にあり、より付加価値の付いた食品へのニーズが高まっております。

このような環境下、今期第79期は「『営業の幅を広げ』そして『新しい取り組みを推進する』」というテーマで取り組む所存であります。

### ①食品加工機能の強化

マーケットは単身世帯の増加や女性の社会進出が顕著となる中、販売チャネルやライフスタイルは大きく変化してきており、今後、家庭内での調理機会の減少や調理済み食品の需要の拡大が予想されます。

上記のようなマーケットの変化に対応すべく、今後当社は従来の食肉の販売

に加え、食肉加工・製造等の機能を更に強化・拡充して、お客様のニーズにお応えする所存であります。

### ②機械化・省人化の推進

労働力不足への対応や、安全・安心な食品製造を行うため、特に工場部門の機械化、省人化、システム化を推進しております。

今年1月には、子会社のスターゼンミートプロセッサー株式会社青森工場・三沢ポーグセンターに豚もも部位自動除骨ロボット『ハムダス』を日本で初めて導入いたしました。

今後も工場部門における機械化やロボットの開発等について、機械メーカーと共同で研究を行い、開発導入を進めて参ります。

### ③安全・安心に対する取り組み

異物混入やアレルギー対応等の問題への消費者の関心は更に高まってきております。

当社グループは食品の安全性と品質を確保する取り組みとして、国際規格『SQF(Safe Quality Food)』の導入を平成16年に開始しており、平成29年3月末時点で55カ所の事業所並びに工場がその認証を受けております。

今後におきましても、お客様に安全・安心な商品とサービスをお届けできるよう、スターゼン本社のグループ品質保証部を中心に、グループ全体の品質管理を強化する取り組みを続けて参ります。

当社グループは、以上のような取り組みを基本として、事業環境の変化への対応強化、顧客価値の創造および企業価値向上を目指し、平成28年度を初年度とする3年間を対象とした中期経営計画を策定し、株主共同の利益の一層の向上を追求し、さらには財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配当政策を実施して参ります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）」の継続を決議し、平成28年6月29日開催の第77回定時株主総会において、本プランの継続についてご承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる

買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

なお、本プランの有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第80回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについ

て継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記に記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

③株主意思を反映するものであること

本プランは、第77回定時株主総会での承認によりすでに発効継続されており、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記に記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、また、その判断の概要については株主の皆様に適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されており、

⑤デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,899	9,851	15,503	△1,380	33,874
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,128	1,128			2,256
剰 余 金 の 配 当			△733		△733
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,578		4,578
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の処分		902		1,172	2,074
連結子会社株式の 取得による持分の増減		1			1
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,128	2,031	3,845	1,163	8,168
当 期 末 残 高	11,027	11,883	19,349	△217	42,043

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,198	△51	△53	△71	1,022	17	34,914
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							2,256
剰 余 金 の 配 当							△733
親会社株主に帰属 する当期純利益							4,578
自己株式の取得							△9
自己株式の処分							2,074
連結子会社株式の 取得による持分の増減							1
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	297	75	△142	30	261	△17	244
当 期 変 動 額 合 計	297	75	△142	30	261	△17	8,413
当 期 末 残 高	1,496	24	△195	△41	1,284	-	43,327

# 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

スターゼンミートプロセッサー(株)

スターゼン販売(株)

スターゼンインターナショナル(株)

(株)ゼンチク販売

ローマイヤ(株)

当連結会計年度において、(株)ニックフーズの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、(株)三戸食肉センターは清算したため連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社(株)雲仙有明ファーム他2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社7社は持分法を適用しております。

主要な会社名

ゼンミ食品(株)

(株)阿久根食肉流通センター

プライフーズ(株)

オレンジバイフーズ(株)

G.&K.O'Connor Pty.Ltd.

(2) 持分法を適用していない関連会社新潟臓器(株)他2社及び非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 1月決算会社は、道央食肉センター(株)です。

(2) 12月決算会社は、Starzen (America),Inc.他2社です。

これらの会社については、連結決算日との差異がいずれも3ヶ月を超えないので、当連結計算書類の作成に当たっては、各社の当該事業年度に係わる計算書類を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。

(3) 従来、決算日が1月31日であった(株)青木食品は、決算期を3月31日に変更いたしました。この決算期変更に伴い、当連結会計年度における会計期間は、14ヶ月となっております。



#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日以前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ……………時価法

###### ③ たな卸資産

商品及び製品……………主として個別法又は総平均法による原価法  
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料・仕掛品……………主として先入先出法による原価法

・貯蔵品……………（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産及び

賃貸不動産……………主として定率法

（リース資産を除く） 但し、親会社千葉工場においては、定額法

なお、親会社及び国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	主として	31年
機械装置	主として	10年
賃貸不動産（建物）	主として	38年

###### ② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

###### ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

##### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

###### ① 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり定額法にて償却しております。

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

###### ② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとにその効果の及び期間を合理的に見積り20年以内で均等償却をしております。なお、金額が僅少の場合は発生年度に償却する方法によっております。

### ③ ヘッジ会計の方法

#### ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約取引等の評価差額は、純資産の部のその他の包括利益累計額として繰延べております。なお、外貨建取引の発生前に為替予約が締結されているものは、外貨建取引及び金銭債務に為替予約相場による円換算額を付しております。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………輸出入取引及び借入金

#### ヘッジ方針

実需の範囲で輸出入取引及び借入金に係る為替変動リスクをヘッジする方針であります。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ取引の実行に当たり、ヘッジ対象とヘッジ手段との重要な条件（金額、時期等）がほぼ一致していることを確認するとともに、開始後も継続して為替相場の変動を相殺できることを確認しております。また、予定取引については実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資金の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれの発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

### ⑤ 消費税等の会計処理

親会社及び国内連結子会社の消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

## 5. 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 6. 表示方法の変更

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払金」は4,034百万円であります。

## 7. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	66百万円
建物及び構築物	2,319百万円
機械装置及び運搬具	539百万円
土地	1,887百万円
その他	533百万円
計	5,346百万円

(2) 担保に係る債務

買掛金	97百万円
1年内返済予定の長期借入金	615百万円
長期借入金	2,122百万円
計	2,835百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

28,809百万円

3. 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

(株)阿久根食肉流通センター	960百万円
(有)八戸農場	773百万円
(株)雲仙有明ファーム	570百万円
北海道はまなか肉牛牧場(株)	410百万円
その他	706百万円
計	3,421百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る注記

借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	44,090百万円
借入実行残高	6,416百万円
差引借入未実行残高	37,674百万円

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,775,921	707,000	—	9,482,921

##### (注) 1. 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当に伴う新株発行による増加 707,000株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決 議	株式の種 類	配当金の総額	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	733百万円	90.00円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 平成28年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総額	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成29年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	948百万円	100.00円	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託E口が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

#### 3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 882,560株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、銀行等金融機関からの借入、社債及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、取引先信用程度取扱規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、社債及び転換社債型新株予約権付社債は、運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引は社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照下さい。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	16,112	16,112	—
(2) 受取手形及び売掛金	29,483	29,483	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	4,377	4,377	—
資産計	49,973	49,973	—
(1) 支払手形及び買掛金	15,095	15,095	—
(2) 短期借入金	11,502	11,502	—
(3) 未払金	6,464	6,464	—
(4) 社債（1年内償還予定を含む）	4,400	4,385	△14
(5) 転換社債型新株予約権付社債	3,998	4,317	319
(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	23,747	23,573	△173
負債計	65,208	65,340	132
デリバティブ取引（*）			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	31	31	—
デリバティブ取引計	31	31	—

（\*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、並びに (3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定を含む）並びに(5)転換社債型新株予約権付社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	輸出取引	13	—	0	取引先金融機関から提示された価格によっている。
	為替予約取引 買建 米ドル	輸入取引及び 短期借入金	6,338	—	31	
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	輸入取引及び 短期借入金	4,983	—	(*)	
合計			11,335	—	31	

(\*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体となって処理されているため、その時価は、当該短期借入金の時価に含めて記載しております。(上記「負債」(2)をご参照下さい。)

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	255
関係会社株式	5,580
合計	5,836

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、『資産』(3)投資有価証券)には含めておりません。

当連結会計年度において、関係会社株式について17百万円の減損処理を行っております。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,464	6,813

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づきます。

ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 4,606円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 493円21銭   |

## (重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年1月13日開催の取締役会において、当社の食品製造本部が営む事業を会社分割し、新たに設立するスターゼン食品株式会社に承継することを決議したのち、平成29年2月8日付で吸収分割契約を締結しました。これに基づき、吸収分割を平成29年4月1日に実行いたしました。

### 1. 吸収分割の概要

#### (1)吸収分割の目的

当社の食品製造部門では、豊富な経験により培われたノウハウを活かし、商品開発から量産供給に至るまで、お客様のニーズにあった商品を提案することにより付加価値の高い商品の製造・供給を目指しております。

今般、同事業を新設する承継会社に移管・一元化することで、意思決定の迅速化と経営効率の向上を図り、お客様のニーズに機動的に対応し、更なる付加価値の提供を目指してまいります。

#### (2)吸収分割の方法

当社を分割会社とし、スターゼン食品株式会社に承継会社とする吸収分割です。

#### (3)吸収分割の日程

平成29年4月1日

#### (4)対象となった事業の内容

当社の食品製造本部が営むハンバーグ、ハンバーガーパーティをはじめとした食肉加工品の製造・販売事業

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

## (その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,899	5,832	5,253	11,086	4,560	4,036	8,596	△1,380	28,202
当 期 変 動 額									
新 株 発 行	1,128	1,128		1,128					2,256
剰余金の配当						△733	△733		△733
当 期 純 利 益						3,072	3,072		3,072
自己株式の取得								△9	△9
自己株式の処分			902	902				1,172	2,074
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	1,128	1,128	902	2,030	-	2,339	2,339	1,163	6,660
当 期 末 残 高	11,027	6,960	6,155	13,116	4,560	6,375	10,935	△217	34,862

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高		1,148	29,350
当 期 変 動 額			
新 株 発 行			2,256
剰余金の配当			△733
当 期 純 利 益			3,072
自己株式の取得			△9
自己株式の処分			2,074
株主資本以外の 項目の当期変動額（純額）		294	294
当 期 変 動 額 合 計		294	6,955
当 期 末 残 高		1,442	36,305

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び……移動平均法による原価法

関連会社株式

##### ② その他有価証券

時価のあるもの……決算日以前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 商品及び製品……個別法及び総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 原材料、仕掛品……先入先出法による原価法

及び貯蔵品（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

及び賃貸不動産……定率法（千葉工場においては定額法）

（リース資産を除く） 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 主として 31年

機 械 及 び 装 置 主として 10年

賃 貸 不 動 産 ( 建 物 ) 主として 38年

#### (2) 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く） なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金……従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、発生の翌期よりそれぞれ5年による定額法により按分した額を費用処理しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債償還期間にわたり定額法にて償却をしております。

株式交付費……支出時に全額費用処理しております。

##### (2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

#### 5. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

#### 6. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

定期預金	40百万円
建物	318百万円
土地	162百万円
投資有価証券	526百万円
計	1,047百万円

###### (2) 担保に係る債務

関係会社の金融機関からの借入金及び仕入債務	1,022百万円
計	1,022百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,065百万円

##### 3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入等に対し、債務保証を行っております。

スターゼンインターナショナル(株)	10,386百万円
スターゼンミートプロセッサー(株)	3,868百万円
(株)阿久根食肉流通センター	905百万円
(有)八戸農場	773百万円
その他	2,823百万円
計	18,757百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	18,178百万円
長期金銭債権	1,311百万円
短期金銭債務	1,904百万円

5. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る注記

(1) 借手側

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	40,990百万円
借入実行残高	5,830百万円
差引借入未実行残高	35,160百万円

(2) 貸手側

当社は子会社とグループ金融に関するスターゼングループ・キャッシュマネージメントサービス基本契約（以下、CMS）を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額	46,500百万円
貸付実行残高	15,124百万円
差引貸付未実行残高	31,375百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	10,813百万円
営業取引（支出分）	10,272百万円
営業取引以外の取引（収入分）	1,547百万円
営業取引以外の取引（支出分）	3百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	729,667	2,035	653,800	77,902

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、信託E口が保有する自社の株式76,300株が含まれておりません。

2. 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 2,035株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少 60株

信託E口から従業員持株会への売却による減少 27,000株

転換社債型新株予約権付社債の転換による減少 440株

第三者割当による自己株式処分による減少 626,300株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	1,357百万円
退職給付引当金	377 //
減損損失	166 //
投資有価証券評価損	108 //
会社分割による子会社株式	87 //
役員退職慰労引当金	73 //
資産除去債務	70 //
賞与引当金	57 //
ゴルフ会員権評価損	22 //
貸倒引当金	11 //
その他	56 //
繰延税金資産小計	2,389 //
評価性引当額	△1,727 //
繰延税金資産合計	661 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△531 //
資産除去費用	△14 //
繰延税金負債合計	△546 //
繰延税金資産の純額	115 //

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	港南商事(株) (注1)	—	本社ビルの賃借	本社ビル賃借(注2)	117	長期差入保証金	72

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 当社代表取締役会長鶴橋誠一及びその近親者が議決権の過半数を直接保有しております。  
(注2) 本社ビルの賃借料等の取引条件は、一般的な取引条件で決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注5)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	スターゼンミートプロセッサ(株)	所有直接 100%	設備の賃貸 資金の貸借 債務の保証 役員の兼任	貸付金の期中取引(注2)	1,889	短期貸付金 長期貸付金	8,372 316
				不動産の賃貸(注1)	232	—	—
				債務の保証(注3)	3,868	—	—
				債務の被保証(注4)	26,027	—	—
子会社	スターゼンインターナショナル(株)	所有直接 100%	原料の仕入先 資金の貸借 債務の保証	原料の仕入(注1)	8,841	買掛金	149
				貸付金の期中取引(注2)	528	短期貸付金 長期貸付金	5,910 600
				利息の受取(注2)	203	—	—
				債務の保証(注3)	10,386	—	—
			債務の被保証(注4)	26,027	—	—	
子会社	スターゼン販売(株)	所有直接 100%	製品の販売先 設備の賃貸 資金の貸借 債務の保証 役員の兼任	製品の販売等(注1)	5,206	売掛金	402
				借入金の期中取引(注2)	△787	—	—
				貸付金の期中取引(注2)	70	短期貸付金	70
				不動産の賃貸(注1)	499	—	—
				債務の保証(注3)	706	—	—
				債務の被保証(注4)	26,027	—	—

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注5)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ゼンチク販売	所有直接 100%	製品の販売先 資金の貸借	製品の販売等(注1)	2,080	売掛金	460
				貸付金の 期中取引 (注2)	△567	短期貸付金	440
子会社	ローマイヤ (株)	所有直接 100%	資金の貸借	借入金の 期中取引 (注2)	90	短期借入金	90
				貸付金の 期中取引 (注2)	△43	—	—
子会社	(株)青木食品	所有直接 97.4%	債務の保証	債務の保証(注3)	734	—	—
関連会社	(株)阿久根食 肉流通セン ター	所有 直接46.7% 間接 2.3%	債務の保証 役員の兼任	債務の保証 (注3)	905	—	—
関連会社 の子会社	(有)八戸農場	所有間接 50.0%	債務の保証	債務の保証 (注3)	773	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 原料の仕入・製品の販売及び事業所建物等の賃借料等の取引条件は、一般的な取引条件で決定しております。
- (注2) 利率については市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 当社はスターゼンミートプロセッサー(株)、スターゼンインターナショナル(株)、スターゼン販売(株)、(株)青木食品、(株)阿久根食肉流通センター及び(有)八戸農場の銀行借入等に対して債務保証を行っております。
- (注4) 当社の銀行借入等に対して、スターゼンミートプロセッサー(株)、スターゼンインターナショナル(株)、スターゼン販売(株)が連帯して債務保証を行っております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 3,860円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 330円96銭   |

## (重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年1月13日開催の取締役会において、当社の食品製造本部が営む事業を会社分割し、新たに設立するスターゼン食品株式会社に承継することを決議したのち、平成29年2月8日付で吸収分割契約を締結しました。これに基づき、吸収分割を平成29年4月1日に実行いたしました。

### 1. 吸収分割の概要

#### (1)吸収分割の目的

当社の食品製造部門では、豊富な経験により培われたノウハウを活かし、商品開発から量産供給に至るまで、お客様のニーズにあった商品を提案することにより付加価値の高い商品の製造・供給を目指しております。

今般、同事業を新設する承継会社に移管・一元化することで、意思決定の迅速化と経営効率の向上を図り、お客様のニーズに機動的に対応し、更なる付加価値の提供を目指してまいります。

#### (2)吸収分割の方法

当社を分割会社とし、スターゼン食品株式会社に承継会社とする吸収分割です。

#### (3)吸収分割の日程

平成29年4月1日

#### (4)対象となった事業の内容

当社の食品製造本部が営むハンバーグ、ハンバーガーパーティをはじめとした食肉加工品の製造・販売事業

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

## (その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。